

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る定期事業者検査についての面談

2. 日時：令和2年8月11日 13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システム使用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

村尾企画調査官、中田上席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、
千葉管理官補佐、岡田技術参与

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、木村主任監視指導官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部高減容処理技術課長 他3名

安全・核セキュリティ総括部 技術主幹 他2名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査報告書について、資料に基づき説明があった。

- ・施設定期検査から定期事業者検査への移行に伴い、校正検査、漏えい検査及び捕集効率検査を検査項目として追加している。
- ・金属熔融設備については、平成26年から保安規定で使用停止していることから、点検対象としているが定期事業者検査の対象としていない。
- ・液体廃棄物の廃棄施設に係る作動検査の一部を校正検査の検査前確認として整理している。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・8月7日の面談において、原子力規制庁から核燃料施設設置者に定期事業者検査の報告の記載例を示しており、今後は、当該記載例に従って記載すること。
- ・設備保全整理表において、定期事業者検査の検査対象設備について保全方式を事後保全と記載しているが、これらは定期事業者検査の都度（経年変化が緩やかなものについては所定の頻度で）点検及び必要なメンテナンス（消耗品の交換や補給、異常が見られたときの補修等）を行っているものであることから、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」に基づき、原子力機構として時間基準保全と事後保全の区分の考え方を整理すること。
- ・定期事業者検査において、複数の技術基準への適合性を同時に確認する場合

には、技術基準の要求内容が異なることから、判定基準の設定に留意すること。

○原子力機構から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料 1 : 原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査について

資料 2 : 廃棄物処理場（原子炉施設）施設管理実施計画